

福岡県公報

平成十八年五月二十九日
第二千五百三十八号
増刊 ①

告 示

福岡県告示第千七十三号
福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年五月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程の一部を改正する告示

○違法駐車車両の移動等を行った場合の負担金の額を定める規則の一
部を改正する規則
(警察本部道路交通企画課)一

告 示 (第千七十三号)

○福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程の一部を改正す
る告示
(管 財 課)一

規 則

違法駐車車両の移動等を行った場合の負担金の額を定める規則の一部を改正する規則
を制定し、ここに公布する。

平成十八年五月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県規則第五十八号
違法駐車車両の移動等を行った場合の負担金の額を定める規則の一部を改
正する規則

違法駐車車両の移動等を行った場合の負担金の額を定める規則 (昭和四十七年福岡県
規則第六号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第十八項」を「第五十一条第十五項」に、「同条第一項、第六
項又は第八項」を「同条第二項、第三項又は第五項」に、「同条第九項」を「同条第六
項」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ惠二
ツ株目
式九
会一
社号

定価
一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)